

## ○西原町観光キャラクター「さわりん」商標の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西原町観光キャラクター「さわりん」の商標(以下「さわりん商標」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (権利の帰属)

第2条 さわりん商標に関する一切の権利は、西原町(以下「町」という。)に帰属するものとする。

### (利用の申請)

第3条 さわりん商標を利用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、西原町観光キャラクターさわりん商標利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) さわりん商標の利用内容が分かるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的にさわりん商標を利用する場合は、申請書の提出及び町長の承認を省略することができる。

### (利用の承認)

第4条 町長は、前条第1項に規定する利用申請を受理した場合は、その内容を審査し、西原町観光キャラクター「さわりん」(以下「さわりん」という。)のPR等に寄与すると認めたときは、利用について承認する。この場合において、町長が必要と認める場合は、さわりん商標の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 町長は、さわりん商標の利用の承認(以下「利用承認」という。)を行ったときは、西原町観光キャラクターさわりん商標利用承認通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

### (利用の不承認)

第5条 町長は、さわりん商標の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認をしないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動及び宗教活動に関わると認められる場合
- (5) さわりんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (6) 立体物で、その表現がさわりんの立体物と認められない場合

(7) さわりんの著しい変形その他によりさわりん商標の利用が適当でないと思われる場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、利用することを町長が不適切と認めた場合

2 町長は、第3条に規定する利用申請に対し、前項の規定により利用承認をしないときは、西原町観光キャラクターさわりん商標利用不承認通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(利用料)

第6条 さわりん商標の利用料は、無料とする。

(利用承認期間)

第7条 さわりん商標の利用承認の期間(以下「利用承認期間」という。)は、3年を超えることができない。ただし、書籍、映像作品等での利用については、この限りでない。

2 利用承認期間は、更新することができる。

3 第3条から第5条までの規定は、前項の利用承認期間の更新について準用する。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された利用内容のみに利用すること。

(2) 第4条の利用承認を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(利用内容の変更等)

第9条 利用者が利用内容について変更しようとする場合は、あらかじめ西原町観光キャラクターさわりん商標利用変更申請書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを承認し、西原町観光キャラクターさわりん商標利用変更承認通知書(様式第5号)により申請をした利用者へ通知するものとする。

(利用承認の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消し、当該利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、利用者は、利用承認の取消しの日からさわりん商標を利用することができないものとする。

(1) 利用者がこの要綱に違反した場合

(2) 申請の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) 利用者が第4条の利用承認に付した条件に違反した場合

(4) 第5条第1項各号のいずれかに該当した場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、さわりん商標の利用の継続が不適切であると認められた場合

2 町長は、前項の利用承認の取消しにより利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 町長は、利用者にさわりん商標の利用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標とするなど、独占してさわりん商標を利用する権利を付与するものではなく、かつ、商品利用者等について町による推奨を行うものではない。

(損失補償の責任)

第12条 町は、さわりん商標を利用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、さわりん商標の利用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 町長は、利用承認の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。